

指定等法人が行う事務・事業について

(消防庁 予防課)

指定等法人(※)に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づいて公表するものです。

※ 指定等法人

法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人

(ただし、独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。)

- 1 消防設備士試験事務
- 2 型式承認事務
- 3 特殊消防用設備等の性能に関する評価
- 4 自衛消防組織の業務に関する講習
- 5 防災管理者の講習
- 6 防火管理者の講習
- 7 防火対象物点検資格者講習
- 8 防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認
- 9 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具についての認定
- 10 消防設備点検資格者講習
- 11 防災管理点検に関する講習

(参考)

- ・ 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」
(平成18年8月15日閣議決定)
- ・ 「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」
(平成18年8月15日閣議決定)
- ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」
(平成14年3月29日閣議決定)

詳細な内容については、総務省ホームページ(指定等法人が行う事務・事業について)の各項目を参照してください。

http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/syokan/gyoumu_jigyou/index.html